

## 規約・登録申請書改訂のポイント

【規約：令和7年4月1日より適用】

2.（登録民間支援機関等の）権利、義務及び報告について

## (2) 義務

④中小M&amp;Aガイドラインの遵守を追加

⑥センターから情報を受領する場合には、相手候補先の意向について直接かつ事前の確認が必要

## (3) 報告

③報酬体系やサービス内容等の変更についてセンターへの事前報告が必要

4.（登録民間支援機関等の）登録取消し及び登録の停止について

(1) センターは、登録民間支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消し、又は該当事由の解消まで本規約に記載する登録民間支援機関の登録を停止することができる（以下、登録取消し及び停止の措置を併せて「登録取消し等」という）。

- ① 本規約及び中小M&Aガイドライン（いずれも今後の変更後の内容を含む）に違反又はそのおそれがあると認められるとき。
- ② 中小企業庁から、中小企業庁が運用するM&A支援機関登録制度に登録している登録民間支援機関に対し、その支援の内容を踏まえ、中小M&Aガイドラインの遵守その他の支援の質の確保の観点から必要な対策の実施を求められているとき（なお、登録民間支援機関が、当該求めを受け、適切な対策を検討・実施している旨を中小企業庁が確認した場合を除く。）。
- ③ 中小企業庁が運用する「M&A支援機関登録制度」に登録していないとき（中小企業庁により登録を取消し又は抹消された場合を含む。）→後述「附則」1ご参照
- ④ 登録民間支援機関が登録を申請した際に遵守することを誓約した事項に違反又はそのおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 不正の手段による当該登録を受けたことが認められるとき。
- ⑥ 登録を申請した際に提出したサービス内容・報酬体系と異なる支援を、センターへの事前説明なく橋渡しを受けた中小企業者に対し行ったと認められるとき。
- ⑦ 反社会的勢力（本規約に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。）に該当し又は反社会的勢力との関係性が認められたとき。
- ⑧ 主要株主や代表者の変更等により登録民間支援機関の経営主体が実質的に変更され、登録を継続することが適切ではないと認められるとき。
- ⑨ 登録民間支援機関から抹消の申請があった場合において、その申請をセンターが相当と認めるとき。
- ⑩ 登録民間支援機関について、死亡、事業の停止・廃止・譲渡・解散、あるいは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- ⑪ 登録民間支援機関の支援又は支援した企業の行為に関し、センターに不適切な対応に係る相談が寄せられるなど、中小企業者の利益を害する事実又はそのおそれがあると認められるとき。

- ⑫ 登録民間支援機関が他の法律に違背する行為等により札幌商工会議所及びセンターの名誉並びに信用を毀損したとき又はそのおそれがあると認められるとき。
  - ⑬ センターに前記2（3）記載の報告がなされていないものと認められるとき。
  - ⑭ 登録期間においてセンターにおける中小企業者の支援実績がないとき。
  - ⑮ 前各号の他、本規約の趣旨に照らし、登録を継続することが適切ではないと認められるとき
- (2) 登録取消し／停止の場合は、新規の橋渡しが不可
- (3) 複数センターに登録している登録民間支援機関等について、他のセンターから登録取消し／停止の情報が共有された場合は、情報を受けたセンターも取消し／停止が可能

#### 5.（登録民間支援機関等の）公表と情報共有について

- (2) センターは登録に関する情報（登録の有無、取消し／停止等）を他センター、中小企業庁、経済産業局、全国本部と共有できる

#### 附則（M&A 支援機関登録制度への未登録機関の移行措置）

1. この規約は令和7年4月1日から（令和7年3月31日までに登録された登録民間支援機関であつて、「M&A 支援機関登録制度」への登録されていない者（次号において「未登録機関」という。）に関する **4（1）③の適用**については、令和7年10月1日から）適用する。

#### 別紙（登録基準）

登録にあたっての実績等の条件を新設

#### **【登録申請書】**

- ・登録責任者の自署欄を新設

以上